

平成27年(行コ)第7号(原審平成23年(行ウ)17号/18号)

控訴人(原審原告) 前川盛治ほか

被控訴人(原審被告) 沖縄県知事/沖縄市市長

## 準備書面(2)

(地方自治法及び地方財政法違反についての主張の補充)

平成27年9月1日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	籠橋 隆明
同	鋸口 崇
同	喜多 自然
同	栗山 知
同	齋藤 祐介
同	白川 秀之
同	長谷川 鋳治
同	原田 彰好
同	日高洋一郎
同	間宮 静香
同	御子柴 慎
同	横江 崇
同	松本 徹意
同	吉浦 勝正
同	宮本 増

地方自治法及び地方財政法違反について、下記のとおり主張する。

1 被控訴人沖縄市は、第一次訴訟控訴審判決について、「そもそも上記土地利

用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、これに経済的合理性があると認めることはできない」と判示した点を捉え、検討中の土地利用計画案の検討状況等を審査して判断したわけではない、などと主張する（４頁）。しかし、控訴理由書５頁以下で詳説したとおり、控訴審の審理の最中にも計画見直し作業が相当程度進んでおり、これらの見直し状況も判決の基礎となる事実として認定されている。その上で、これらの見直し状況も踏まえた上で、「沖縄市が検討中である上記土地利用計画を前提として、本件埋立免許及び証人の変更許可がされる見込みがあると判断することは、現時点では困難であるというほかない。」（判決２３頁、控訴理由書７頁で引用）と判示されているのである。このように、第一次訴訟控訴審判決は、見直し状況を踏まえてもなお経済的合理性がないと判示したのであり、単に計画の全ぼうが明らかになっていないからという理由で経済的合理性を否定したものではない。

- 2 被控訴人沖縄市は、東門沖縄市長の方針表明の後見直し作業を進め、土地利用計画の有効性、妥当性との検討も詳細かつ慎重に行っていると主張するが（５頁）、そのような「相当手堅い検証」はなされていないことは繰り返し主張しているとおりである。

また、見直しの大部分は第一次訴訟控訴審判決以前になされているところ、第一次訴訟控訴審判決はこのような見直し状況を踏まえても経済的合理性がないと判断したのは上記のとおりである。また、第一次訴訟控訴審判決以降に、従前行っていなかった「相当手堅い検証」を新たに行ったといった事情も存在しない。

以 上